

金融庁長官 殿

発行者 受益証券発行者名
代表者の役職氏名
本店の所在地
代理人の氏名又は名称
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名
事務連絡場所
電話番号（ ） —

外国投資信託に関する届出書

投資信託及び投資法人に関する法律第58条第1項の規定により外国投資信託に関する事項を届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（第2面）

届出事項

（法第58条第1項第1号から第4号まで及び第96条第2項各号に掲げる事項）

（記載上の注意）

1. 代表者の役職氏名
当該届出について、正当な権限を有する者の氏名及び役職を記載すること。
2. 代理人の氏名又は名称
国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。
3. 法第60条第1項の規定による命令、又は金融庁長官から連絡を受ける者の氏名を記載すること。
4. 法第58条第1項第1号に規定する委託者及び受託者については、名称、資本金の額及び事業の内容、業務の概要を記載すること。
5. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。